

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う食品の採捕自粛について（R8.3.27）

令和8年3月11日に採取した品目を対象としたモニタリング検査の結果を受けて、市町村及び関係団体等に対し、下記の内容について住民等への周知を依頼しました。

## 記

### 1 採捕を差し控えるよう要請する品目

対象魚種：イワナ（養殖により生産されたものを除く。）

水域：夏井川のうち、籠場の滝から愛谷堰頭首工の間（支流を含む。）

ただし、小玉川のうち小玉ダムより上流を除く）

要請期間：令和8年4月1日（水）以降、当分の間